

## 堺市議会情報セキュリティ基本方針

### 1. 目的

本方針は、本市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティに係る対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）について基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2. 定義

本方針における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）をいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）で構成された情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 機密性 情報を利用することを認められた者だけが、情報を利用できる状態を確保することをいう。
- (5) 完全性 情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (6) 可用性 情報を利用することを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報を利用できる状態を確保することをいう。
- (7) 議員 本市議会の議員をいう。
- (8) 職員 議会局の職員をいう。

### 3. 対象とする脅威

本市議会において想定する情報資産に対する脅威は、次のとおりとする。

- (1) 不正アクセス、コンピュータウイルスによる攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入その他の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取並びに内部不正等
- (2) 情報資産の無断での持ち出し等の規定違反、プログラム上の欠陥、外部委託管理の不備、機器の故障その他の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴う情報システムの運用に係る機能不全等
- (5) 電力供給、通信又は水道供給の途絶その他の社会基盤の障害からの波及等

#### 4. 適用範囲

- (1) 本方針は、本市議会が保有する情報資産（堺市情報セキュリティ基本規程（令和5年庁達第8号）の適用を受ける情報資産を除く。）について適用する。
- (2) 本方針において対象とする情報資産は、次のとおりとする。
  - ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
  - ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（入出力帳票その他の用紙に記録されたもの及び情報システムで保有する情報と同種の情報であって、紙媒体で保有するものを含む。）
  - ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク図その他のシステム関連情報

#### 5. 議員及び職員の遵守義務

議員及び職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、本方針を遵守しなければならない。

#### 6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するため、次の各号に掲げる事項ごとに、当該各号に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 組織体制 本市議会の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。
- (2) 情報資産の分類及び管理 本市議会の保有する情報資産を、機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を講ずる。
- (3) 物理的セキュリティ サーバ、通信回線等の管理について、物理的な対策を講ずる。
- (4) 人的セキュリティ 情報セキュリティに関し、議員及び職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。
- (5) 技術的セキュリティ コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講ずる。
- (6) 運用 情報システムの監視、本方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際の情報セキュリティの確保その他の本方針の運用面における対策を講ずるとともに、情報資産に対する情報セキュリティの侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、統一的な窓口を設ける。

#### 7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

#### 8. 情報セキュリティ基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たな情報セキュリティ対策が必要となった場合は、本方針を見直すものとする。

#### 9. その他

本方針に定めるもののほか、情報セキュリティ対策の実施について必要な事項は、議長が別に定める。

令和8年4月1日

堺市議会